

岩手県告示第797号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 繫温泉鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成25年岩手県告示第795号）による変更後の繫温泉鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 盛岡市高森鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成25年岩手県告示第794号）による変更後の盛岡市高森鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 鶯宿鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成25年岩手県告示第795号）による変更後の鶯宿鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 紫波町新山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成25年岩手県告示第795号）による変更後の紫波町新山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 志戸平鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成15年岩手県告示第848号）による更新後の志戸平鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 田瀬ダム鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成15年岩手県告示第848号）による更新後の田瀬ダム鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7 (1) 名称 遠野市鍋倉城鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成15年岩手県告示第848号）による更新後の遠野市鍋倉城鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 8 (1) 名称 西和賀町和賀岳鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の名称の変更（平成25年岩手県告示第792号）による変更後の沢内村和賀岳鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 9 (1) 名称 見分森鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成15年岩手県告示第848号）による更新後の見分森鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

- 10(1) 名称 大窪山五葉山鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更(平成25年岩手県告示第795号)による変更後の大窪山五葉山鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成30年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 11(1) 名称 高田松原鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成15年岩手県告示第848号)による更新後の高田松原鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 12(1) 名称 宮古市宮古鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成15年岩手県告示第848号)による更新後の宮古市宮古鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 13(1) 名称 宮古市宮古湾鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成15年岩手県告示第848号)による更新後の宮古市宮古湾鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 14(1) 名称 宮古市田老鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の名称の変更(平成25年岩手県告示第792号)による変更後の田老町田老鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 15(1) 名称 宮古市区界高原鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の名称の変更(平成25年岩手県告示第792号)による変更後の川井村区界高原鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 16(1) 名称 岩泉町大川鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更(平成25年岩手県告示第795号)による変更後の岩泉町大川鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 17(1) 名称 岩泉町黒森山鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成15年岩手県告示第848号)による更新後の岩泉町黒森山鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 18(1) 名称 島の越鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成15年岩手県告示第848号)による更新後の島の越鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 19(1) 名称 久慈市巽町鳥獣保護区
  - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成15年岩手県告示第848号)による更新後の久慈市巽町鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 20(1) 名称 二戸市天台寺鳥獣保護区

- (2) 区域 鳥獣保護区の名称の変更（平成25年岩手県告示第792号）による変更後の浄法寺町天台寺鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。